

○令和6年度健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、令和6年度決算により算出した健全化判断比率は次のとおりです。

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.56)	— (17.56)	6.5 (25.0)	46.6 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字がないため「—」と記載しています。
- 2 括弧書は、本市の早期健全化基準です。

～各比率説明～

【実質赤字比率】（早期健全化基準*1…12.56％以上・財政再生基準*2…20.00％以上）

- ・実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計等（本市では、一般会計と土地取得会計が該当）の赤字額の割合を示すものです。
- ・令和6年度決算においては、本市は黒字決算であったため、本比率は該当しませんでした。

【連結実質赤字比率】（早期健全化基準…17.56％以上・財政再生基準…30.00％以上）

- ・連結実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計と連結対象特別会計の赤字額の割合を示すものです。
- ・令和6年度決算においては、本市は連結ベースでは黒字決算であったため、本比率は該当しませんでした。

【実質公債費比率】（早期健全化基準…25.00％以上・財政再生基準…35.00％以上）

- ・地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源に占める公債費の割合で、普通会計のほか、特別会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為の中で元利償還金に準ずる要素を加えて計算します。
- ・この指標からは、標準財政規模から交付税措置分を控除した一般財源のうち、最終的な使途が公債費であるものの割合が分かります。

【将来負担比率】（早期健全化基準…350.00％以上）

- ・実質公債費比率が単年度の公債費の割合であるのに対し、将来負担比率は将来の公債費予定額の標準財政規模に対する割合を示しています。
- ・また、一部事務組合に加え、第三セクターに対する債務保証や、土地開発公社の負債額を含むなど対象範囲を広げて負担額を算出することから、本指標からは今後市の一般財源で賄わなければならない公債費の状況を把握することができます。

※1：早期健全化基準

財政指標が一つでもこの基準を超えてしまうと、「財政健全化団体」とされ、市は「財政健全化計画」を定め、都道府県知事に報告を行い、自主的な改善努力による財政の健全化を図ることとなります。

※2：財政再生基準

財政指標が一つでもこの基準を超えてしまうと、「財政再生団体」とされ、市は「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告を行い、国の指導の下で財政の再生に取り組むこととなります。